

提出依頼（該当団体のみ）提出期限：令和7年7月18日（金）

令和7年（2025年）4月10日

町内会長・自治会長 様

横須賀市地域支援部市民生活課長

令和7年度防犯カメラ設置費補助について（提出依頼）

平素から市政に対するご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では町内会・自治会等が設置する防犯カメラの設置費補助金の制度を設けております。

令和7年度は、令和6年7月26日付で各町内会・自治会長あて送付した「令和7年度防犯カメラ設置の意向調査」で「設置予定あり」と回答をいただいた町内会・自治会を対象としています。また、予算に残が生じた場合は、「設置予定なし」と回答をいただいた町内会・自治会も予算の範囲内で対応しますので、ぜひご相談ください。

- 1 提出期限 令和7年7月18日（金）
- 2 提出先 市民生活課
- 3 提出書類 設定予定位置図
撮影範囲がわかる書類
- 4 その他 (1) 補助対象
防犯カメラ（レコーダー等関連機器を含む）の設置費
リースも補助対象
1団体あたりの年度内設置上限は5基
道路等の公共空間の不特定多数のものを撮影対象とするもの
(2) 補助率
設置費の10分の9
限度額 従来型1基あたり270,000円
ソーラー型1基あたり300,000円
(3) 提出方法
市民生活課までFAX、郵送、Eメールで提出もしくは持参

事務担当 市民生活課防犯・生活安全係 担当者：吉田、小林

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

TEL:046-822-9807

メールアドレス：cl-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

概要は裏面へ⇒

防犯カメラ設置費補助制度

1 補助制度の内容

同封した「簡易版 防犯カメラ設置費補助のご案内」P. 1または「詳細版 防犯カメラ設置費補助金ガイドライン」P. 1～2をご参照ください。

2 事前相談について **※今年度から申請を簡素化します。**

昨年度までは「事前協議書」を提出していただいていたましたが、今年度からは不要となります。補助金の交付を希望する町内会・自治会等は、事前相談の期限7月18日（金）までに設置予定位置図、撮影予定範囲がわかるものを市民生活課までFAX、郵送、Eメールで提出もしくはご持参してください。

今年度から	(参考) 昨年度まで
・設置予定位置図	・事前協議書
・撮影予定範囲がわかるもの	・見積書
	・設計書又は仕様書
	・設置予定位置図
	・撮影予定範囲がわかるもの

3 補助金申請について（8月下旬締切予定：事前相談をいただいた町内会・自治会等のみ該当）

- (1) 補助金申請の際に、町内会・自治会等が防犯カメラ設置と補助金申請することを、意思決定したことを証する書類が必要です。総会（定期総会でも、臨時総会でも、書面による総会などでも可）で合意を得ることが条件となります。
- (2) 事前相談をいただいた町内会等に申請に際して必要な資料等の詳細をお伝えします。
- (3) 補助金申請の締め切りは、別途ご連絡いたします。

4 その他

制度の概要やガイドライン等は、ホームページからもご覧いただけます。



※補助率等は、令和7年度のもので、次年度以降は変更となる場合があります。